

第4章 諸外国の関係機関との協力

1. 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）における活動

（1）設立の経緯

米国のエンロン及びワールドコム等における会計不祥事に端を発して、会計監査の品質の確保・向上の必要性が認識され、平成 14(2002) 年以降、世界各国で会計専門職から独立した監査監督機関が設立された。

こうした中、各国における監査監督機関の情報交換等を行うことを目的として、金融安定化フォーラム（FSF。現在は、金融安定理事会（FSB）に再構成）主催により、平成 16(2004) 年 9 月に第 1 回監査人監督者会議がワシントン D.C. において非公式に開催され、9 か国（日本、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、オーストラリア、シンガポール）が参加した。その後も非公式会合として開催を重ねる中で、常設の国際機関設立の機運が高まり、平成 18(2006) 年 9 月にパリで開催された第 5 回監査人監督機関会議において、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の設立が正式に承認された。その最初の本会合が、審査会の主催により、平成 19(2007) 年 3 月に東京で開催された。

IFIAR の活動目的については、平成 20(2008) 年 9 月の第 4 回ケープタウン本会合（Plenary Meeting）で、憲章（Charter）の一部として以下の①～③が定められた。さらに、平成 25(2013) 年 4 月の第 13 回ノールドワイク本会合で、憲章の改訂を通じて、新たに④も追加された。

- ① 監査事務所の検査に焦点を当て、監査市場の環境に関する知識や監査監督活動の実務的な経験を共有すること。
- ② 監督活動における協力及び整合性を促進すること。
- ③ 監査の品質に関心を有する他の政策立案者や組織との対話を主導すること。
- ④ 個々のメンバーの法令で定められた任務及び使命を考慮の上、メンバーにとって重要事項に関する共通かつ一貫した見解又は立場を形成すること。

審査会及び金融庁は、IFIAR を通じた国際的な監査の品質の向上への貢献、監査を含む国際金融規制活動における日本の発言力の向上、東京の国際金融センターとしての地位確立への貢献という観点から、平成 27(2015) 年 1 月、IFIAR の本部事務局の東京誘致を目指して立候補を行った。産官学を挙げた招致活動の結果、平成 28(2016) 年 4 月の第 16 回ロンドン本会合において、事務局の東京設置が決定され、平成 29(2017) 年 4 月に、事務局が開設された。

（2）組織

IFIAR は、メンバー資格を有する各国・地域の監査監督当局により構成され、令和 8(2026) 年 3 月末時点では 56 か国・地域の当局が加盟している。

重要な意思決定は、全メンバー当局が参加する本会合において行われる（P71 資料3－1 参照）。本会合は日本においても開催されており、平成19(2007)年・平成29(2017)年には東京で、令和6(2024)年には大阪において開催された。令和7(2025)年4月の第25回本会合は、ドイツ（ベルリン）で開催された。

平成29(2017)年4月には、前述の常設の事務局とともに、新たに16当局以内で構成される代表理事会（IFIAR Board）が設置され（後述、日本もメンバー）、第1回代表理事会が東京で開催された。

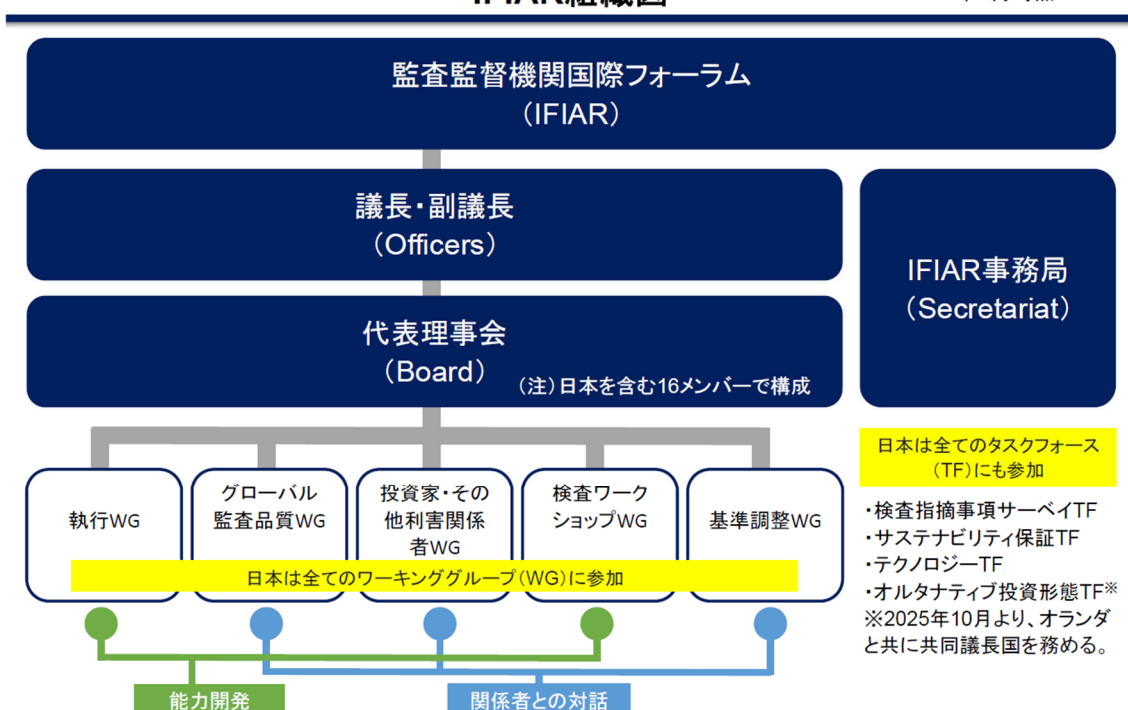
また、IFIARには、令和8(2026)年3月末現在、5つのワーキング・グループが設けられている。それぞれの目的及びその活動状況等については、以下の（3）イにおいて述べる。

これらの活動を支え、組織運営の役割を担う事務局は、先述のとおり、東京に所在し、令和7(2025)年10月には、令和6(2024)年8月末に退任した Carl Renner 初代事務局長の後任として、元ドイツのIFIAR 代表理事会メンバーである Julia Rendschmidt 氏が事務局長に就任した。

IFIAR の活動は、IFIAR 事務局による運営の下、IFIAR 議長及び副議長が牽引している。審査会及び金融庁の職員も、令和3(2021)年4月から令和5(2023)年4月まで副議長、令和5(2023)年4月から令和7(2025)年4月まで議長を務め、IFIAR の活動・議論を主導した。

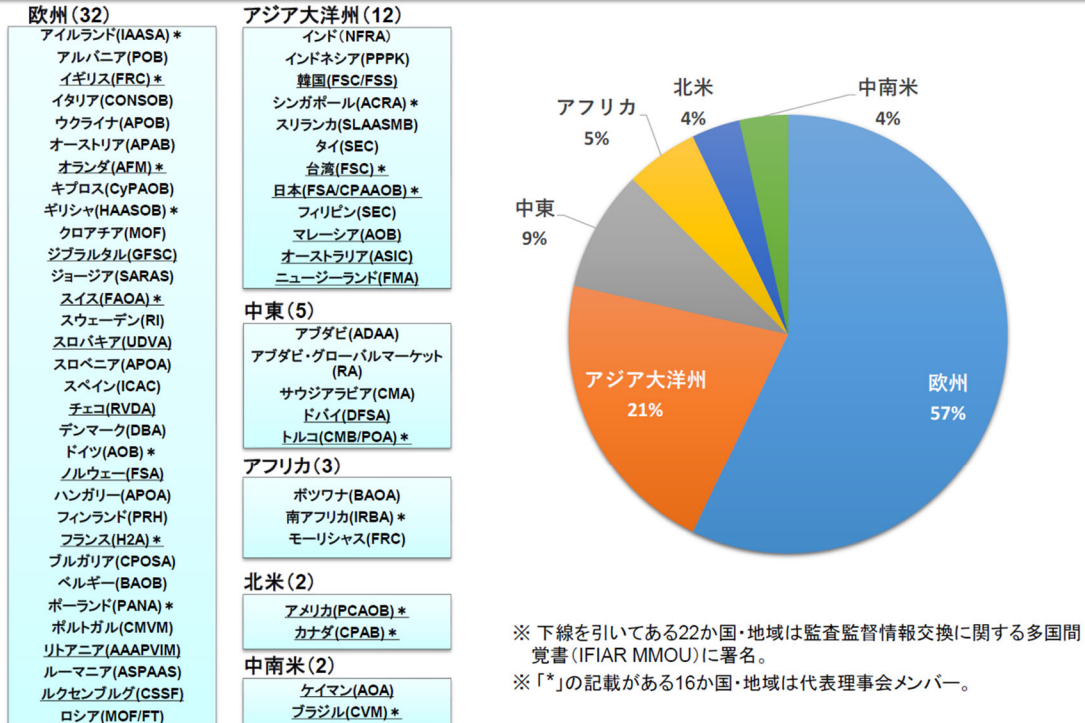
IFIAR組織図

2026年3月時点



IFIAR加盟メンバー構成 56か国・地域

2026年3月時点



(3) 活動状況

ア 本会合等における活動

(ア) 第25回ベルリン本会合

令和7(2025)年4月8日から10日までの日程で、第25回IFIAR本会合がドイツ・ベルリンにおいて開催された。

当該会合では、IFIAR正副議長、代表理事の選挙が行われたほか、中小監査法人の監査品質の向上、サステナビリティ報告及び保証、監査法人によるテクノロジー活用増加など新たなトレンドや動向が監査監督当局に与え得る影響等について議論が行われた (P72 資料3-2-1、P73 資料3-2-2 参照)。

さらに、6大監査ネットワーク (注) のCEOとのセッションでは、各ネットワークのガバナンス戦略、監査や監査品質の向上に向けた取組、AIの活用に向けた計画、監査法人へのプライベート・エクイティ (PE) 投資等について議論が行われた。

(注) 6大監査ネットワークとは、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG、PricewaterhouseCoopers、BDO及びGrant Thorntonを指す。

(イ) 代表理事会

平成 27(2015) 年、IFIAR は、国際機関としての機能強化に対応するため、これまでの議長及び副議長主導による業務執行体制を改め、合議制（代表理事会）によるメンバー当局主導の体制に移行することに合意した。当該ガバナンス体制改革の結果、平成 29(2017) 年 4 月に、代表理事会が設置された。代表理事会は、指名理事（Nominated member）8 当局及び選出理事（Elected member）最大 8 当局の計 16 当局で構成される意思決定機関であり、日本は、IFIAR 憲章に基づく選考手続（ポイント方式）に従い、平成 29(2017) 年 4 月の IFIAR 本会合において正式に指名理事に就任し、任期満了となった令和 3(2021) 年 4 月の本会合において指名理事に再選された（任期は 4 年間）。

代表理事会は、IFIAR のガバナンス機関として、IFIAR の戦略プランや業務運営等に関する議論を行っている。令和 7(2025) 年度においては、同年 4 月にベルリン会合、6 月にオンライン会合、10 月にロンドン会合、12 月にオンライン会合、令和 8(2026) 年 2 月にシンガポール会合が開催された。

(ウ) 検査指摘事項報告書

平成 24(2012) 年から、メンバー当局の検査結果の傾向に係る情報提供を目的として、6 大監査ネットワークの品質管理態勢及び個別監査業務に関する当局検査結果を集計し、「検査指摘事項報告書」を公表している。

14 回目となった令和 7(2025) 年調査（P76 資料 3－3 参照）には、52 当局が参加した。本報告書は、令和 8(2026) 年 4 月 13 日に、審査会及び金融庁ウェブサイトで公表した。

本報告書では、上場会社の個別監査業務に係るメンバー当局全体の検査指摘率（注）を集計しており、調査を開始した 2014 年調査の 47% から令和 4（2022）年調査の 26% へと減少傾向が続いていたが、令和 5（2023）年調査で増加に転じて以降、令和 7(2025) 年調査でも前年比で上昇し 35% となり、増加傾向が続いている。その結果を受け、IFIAR は 6 大監査ネットワークに対して監査品質の一貫性と持続的な改善の必要性を伝えると共に、監査品質向上のための根本原因分析に基づく実効的な改善策の取組を求めている。

（注）検査指摘率とは、個別監査業務における検査での指摘率（検査を実施した上場会社の個別監査業務のうち、少なくとも 1 つの重要な不備があったものの割合）

《メンバー当局全体の検査指摘率の推移》

2014 年	～	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年
47%		30%	26%	32%	34%	35%

なお、後述するグローバル監査品質ワーキング・グループ（GAQWG）は、6大監査ネットワークと連携し、検査指摘率の削減目標を定めている。令和元（2019）年には、令和5（2023）年までの4年間で、目標設定に同意するIFIARメンバー（全メンバーの約半数）の検査結果に基づく指摘率を32%から24%以下に削減することを、6大監査ネットワークに対して求めていたが、当該目標は未達であった。それを受けて、令和5（2023）年には、令和9年（2027）年までの4年間で、検査指摘率の集計に参加する全てのIFIARメンバーの検査結果に基づく指摘率を32%から24%以下に削減する新たな目標を、6大監査ネットワークの合意の下掲げている。

イ 各ワーキング・グループ等における活動

（ア）グローバル監査品質ワーキング・グループ（GAQWG）

6大監査ネットワークとグローバルな監査の品質の向上を目的として当局間での意見交換や、各ネットワークとの継続的な対話を実施している。

令和7（2025）年度においては対面形式で、10月にロンドン会合及び令和8（2026）年3月にニューヨーク会合を開催し、検査指摘率の削減の取組に加え、各ネットワークにおける不備の根本原因分析の対応状況や、各ネットワークが現在直面している課題等について議論を行った。

また、GAQWGでは、平成27（2015）年9月より、監査人が現在直面しているリスクやマクロ経済環境等、将来的に監査や監査監督に影響を与え得るリスクを広範に議論するオンライン会議（リスクコール）を開催している。日本は第6回（平成30（2018）年11月）から米国に替わり議長を務めており、リスク認識の可視化を目的としたダッシュボードの作成に取り組んでいる。第13回（令和7（2025）年12月）では、監査法人へのPE投資や経済的不確実性等、監査品質に影響し得るリスク要因や課題について、各当局の対応策も含めて議論を行った。

（イ）基準調整ワーキング・グループ（SCWG）

国際監査・保証基準審議会（IAASB）及び国際会計士倫理基準審議会（IESBA）が設定する基準に関する意見交換や、これらの基準設定主体が公表する公開草案等に対するコメントレターの作成等を行うことを目的としている。

令和7（2025）年度には、オンライン会合の他、令和8（2026）年3月にアムステルダムで対面会合を開催し、IAASB議長やIESBA議長、公益監視委員会（PIOB）スタッフとの議論を行った。

（ウ）検査ワークショップ・ワーキング・グループ（IWWG）

IFIAR メンバー当局検査官の技能研鑽と検査手法及び検査に係る経験や課題の共有を目的として、毎年、IFIAR 検査ワークショップを企画・調整し、開催している（P77 資料3－4 参照）。

令和 8（2026）年 3 月に対面形式でキプロスにて開催を予定していた第 20 回検査ワークショップは、中東情勢の影響により延期されたが、一部バーチャルセッションが実施され、日本は、オランダとともに、財務諸表監査における不正の検査に係るプレゼンテーションを行った。

（エ）投資家・その他利害関係者ワーキング・グループ（IOSWG）

監査報告書の利用者である投資家・その他の利害関係者と監査品質の向上に資する事項について対話し、得られたインプットを IFIAR に還元することを目的としている。また、ワーキング・グループ内に投資家・その他利害関係者から構成される諮問グループ（Advisory Group）が設置されており、日本からは三井千絵氏（野村総合研究所）がメンバーとして参加（任期は令和 10（2028）年 4 月まで）。

令和 7（2025）年 4 月の IFIAR 本会合では、監査法人と外部ステークホルダーとの対話や、監査報告書における監査上の主要な検討事項（KAM）の記載をテーマに、諮問グループの代表者との意見交換等を行った。

（オ）執行ワーキング・グループ（EWG）

投資家保護や監査品質の向上のため、調査及び執行分野における監査監督当局間の協力関係を促進し、同分野に関する各当局の制度や取組について情報交換等を行うことを目的とし、執行ワークショップ（隔年）及び執行サーベイ（4 年毎）を軸として活動している。

令和 6 年（2024）10 月には、ワシントン DC において対面会合を開催し、令和 7（2025）年度執行ワークショップに向けた議論を行った。

（カ）タスクフォース※（TF）

サステナビリティ保証タスクフォース（SATF）は、サステナビリティ報告及びサステナビリティ報告の保証に関する IFIAR の取組について検討・調整を行っている。令和 5 年（2023）年 12 月に公表した声明等を踏まえて、メンバー間の情報共有の観点から、国際サステナビリティ基準の動向に係るウェビナーの開催や、各国におけるサステナビリティ情報の報告・保証制度の導入状況に係る調査の実施等の取組を進めている。

テクノロジータスクフォース（TTF）は、主に 6 大監査ネットワーク等の監査法人における自動化ツールやテクノロジー（ATT：Automated

※ タスクフォースは、代表理事会の下に、時限的又は特定の課題に関する作業を行うために設置されるものであり、常設のワーキング・グループとは異なる位置付け。

Tools & Techniques) の活用について議論を行っている。

また、近年、監査法人に対する PE 投資が拡大する中、IFIAR は、令和 6 年(2024)年 12 月に声明を公表し、こうした動向がもたらす機会とリスクの双方に着目し、動向を注視していく方針を発信した。この方針を踏まえ、令和 7(2025)年 10 月には、オルタナティブ投資形態タスクフォース(AFITF)を設立し、監査法人に対する PE 投資等のオルタナティブ投資の動向を調査・分析し、それらが監査品質に与える影響等について議論を行っている。なお、日本は、AFITF 設立時よりオランダと共同議長国を務めている。

この他、検査指摘事項サーベイタスクフォース(IFSTF)では、前述の検査指摘率の集計結果等の取りまとめを行っている。

日本は、これら 4 つのタスクフォース全てにメンバーとしても参加している。

(4) 日本 IFIAR ネットワーク

平成 28(2016)年 12 月、日本で活動するステークホルダーによる「日本 IFIAR ネットワーク」が設立され、主に以下のような活動を行っている(P78 資料 3-5 参照)。

- ・ IFIAR 事務局の国内におけるネットワーキングへの寄与
- ・ IFIAR における国際的な議論の国内への還元と、国内における問題意識の国際的な議論への双方向の還元
- ・ IFIAR 要人や審査会・金融庁担当者によるセミナーや寄稿等を通じた IFIAR における取組の紹介

令和 7(2025)年 5 月には第 9 回総会が開催され、監査法人とその他ステークホルダー(投資家等)とのコミュニケーション、テクノロジーの活用並びに IFIAR の役割について意見交換を行った。

2. 二国間での協力

企業活動のグローバル化を踏まえ、連結財務諸表監査における海外監査法人の監査結果の利用等、国境を越えた監査手続上の協力がこれまで以上に重要になっており、グローバルな監査監督体制の構築を図る上で各国当局等との連携強化が不可欠となっている。審査会は、IFIAR への参加だけでなく、監査やその検査活動に係る課題や国際的に活動する監査事務所に係る情報共有等を目的として、各国の監査監督当局との間で意見交換を実施するとともに、監査監督上の情報交換枠組み(注)の締結や、監査制度及び監査監督体制に関する同等性評価や相互依拠を行うなど、二国間での協力関係の構築・充実に努めている。

(注) 日本と監査監督上の情報交換枠組みのある関係当局

- ・ 米国公開会社会計監督委員会 (PCAOB : Public Company Accounting Oversight Board)
- ・ カナダ公共会計責任委員会 (CPAB : Canadian Public Accountability Board)

- ・ マレーシア監査監督委員会 (AOB : Audit Oversight Board of Malaysia)
 - ・ オランダ金融市場庁 (AFM : the Netherlands Authority for the Financial Markets) ※
 - ・ ルクセンブルク金融監督委員会 (CSSF : Commission de Surveillance du Secteur Financier)
 - ・ 英国財務報告評議会 (FRC : Financial Reporting Council)
 - ・ フランス会計監査役高等評議会 (H2A : Haute autorité de l'audit ※2024 年 1 月に H3C から名称変更)
 - ・ スイス連邦監査監督庁 (FAOA : Federal Audit Oversight Authority) ※
- ※は検査等の相互依拠を内容として含むもの。

3. 今後の課題

企業活動のグローバル化に伴い、監査業務もクロスボーダー化が進展することで、グローバルレベルでの監査品質の確保・向上が課題となっている。近年では、監査における AI の活用やサステナビリティ情報の開示・保証の制度化、監査法人に対する PE 投資等が進展しており、監査を取り巻く環境は大きく変化している。

これらの環境変化が監査法人のガバナンスや監査品質に及ぼし得る影響は、国際的な課題として認識されつつあり、こうした課題に対応するため、各国の監査監督当局が相互に議論を深め、情報共有や連携を一層強化していくことが不可欠となっている。各国の監査監督当局においては、より効果的・効率的なモニタリングを行うため、モニタリングのアプローチやリソース配分のあり方を見直すことも重要な課題となっている。こうした中、審査会としても、国内のモニタリングの高度化に資するよう、国際的な動向を注視し、必要な情報について国内に還元していく。

また、IFIAR を通じた国際連携・貢献に関しては、IFIAR 代表理事国及び事務局ホスト国として、以下の取組を強化していく。

- ・ 各種会議等 IFIAR の活動への建設的な貢献を図ると共に、多国間の協力関係を一層強化し、さらに IFIAR としての対外的な発信力を高めることで、グローバルな監査品質の向上に寄与する。
- ・ IFIAR 事務局の円滑、かつ発展的な運営に向け、令和 7 年(2025)年 8 月に就任した新事務局長を中心とする組織運営に対して、時宜を得た意義のある支援を継続する。
- ・ 日本 IFIAR ネットワーク等を通じ、IFIAR における国際的な議論を国内の利害関係者に共有するとともに、国内での議論を国際的な議論に反映させるなど、双方向の還元を図り、併せて IFIAR の活動に関する情報発信を強化する。